

「子どもたちのよりよい成長」のために 保護者様の学校外での見守りをお願いします



(1) 登下校時の安全確保について

学校や教師の果たす役割については「登下校の際の交通安全のルールを児童生徒に教えること、警察や保護者と連携をすること」等とされています。

保護者には、家庭教育について第一義的責任があり、子どもが安全に登下校できるような生活習慣を身に付けるためにも家庭での教育をお願いいたします。

(2) 登下校時等の責任の所在について

保護者には未成年の子に対する監督責任があり、登下校時のトラブルについても例外ではありません。

(3) 登下校時に怪我等があった場合

登下校時の児童・生徒間トラブルは、学校では把握しえない場合があり、そのトラブルにより怪我等が発生した場合においては学校は責任を負いかねるため、ご家庭でのご対応をお願いいたします。

災害共済給付制度は、通常の経路及び方法による登下校中の災害を学校の管理下としているため、登下校中に怪我等が発生した際に災害共済給付を受けることができます（給付対象外となる場合もありますのでご注意ください）。

【参考法令】

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。（民法第820条）

保護者は子の教育について第一義的責任を有する。
（教育基本法第10条）

いじめは、学校内外問わず学校の人間関係に端を発している可能性があり、法律上、学校及び学校の教職員には、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときに適切かつ迅速にこれに対処する責務があります。